

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所）東京都

（名称）株式会社ヤマノビューティケミカル

上記被審人に対する平成 21 年度（判）第 45 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

(1) 納付すべき課徴金の額 金 78 万円

(2) 課徴金の納付期限 平成 22 年 5 月 17 日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 16 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 22 年 3 月 15 日

金融庁長官 三 國 谷 勝 範

## (参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

- 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

金融商品取引法第 178 条第 1 項第 16 号に該当

被審人は、平成 20 年 9 月 24 日ころ、東京都渋谷区代々木一丁目 30 番 7 号に本店を置き、和装品、洋装品、寝装品の製造加工及び販売等の事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理等を目的とし、その発行する株券がジャスダック証券取引所市場に上場されている株式会社ヤマノホールディングス（以下「ヤマノホールディングス」という。）の役員として、同社の業務全般を統括していた B から、同人がその職務に関して知った、同社の子会社である堀田丸正株式会社の業務執行を決定する機関が、ヤマノホールディングスの孫会社の異動を伴う株式の譲渡を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた同年 10 月 29 日より前の同月 7 日から同月 9 日までの間、C 証券株式会社 D 支店を介し、東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5 番 8 号所在の株式会社ジャスダック証券取引所において、自己の計算において、ヤマノホールディングスの株券合計 2 万 8000 株を買付価額 137 万 1400 円で買い付けたものである。

- 法令の適用

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 175 条第 1 項第 2 号、第 166 条第 3 項、第 1 項第 1 号、第 2 項第 5 号チ、金融商品取引法施行令第 29 条第 2 号、金融商品取引法第 176 条第 2 項

- 課徴金の計算の基礎

- (1) 平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 175 条第 1 項第 2 号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(77 円×28,000 株)

－ (41 円×2,100 株＋42 円×400 株＋43 円×500 株＋45 円×100 株＋47 円×1,700 株＋48 円×1,200 株＋50 円×17,000 株＋51 円×5,000 株)

＝784,600 円

- (2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。